

○管理職員等の範囲を定める規則

制定	昭和41年7月12日	公平委規則第1号
改正	昭和47年6月8日	公平委規則第1号
	昭和48年10月5日	公平委規則第1号
	昭和49年11月21日	公平委規則第1号
	昭和58年6月15日	公平委規則第1号
	昭和61年3月26日	公平委規則第1号
	昭和62年5月8日	公平委規則第1号
	昭和63年6月14日	公平委規則第1号
	平成3年5月20日	公平委規則第1号
	平成4年6月12日	公平委規則第1号
	平成5年4月30日	公平委規則第1号
	平成16年12月17日	公平委規則第1号
	平成19年3月30日	公平委規則第7号
	平成24年6月13日	公平委規則第1号
	平成25年9月20日	公平委規則第1号
	平成27年4月23日	公平委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第52条第4項の規定に基づき、法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第2条 当組合に勤務する職員のうち管理職員等は、次に掲げる職を有する者とする。

会計管理者

理事

主事（豊中市又は伊丹市の職員と組合の職員とを兼務している主事に限る。）

事務局長

事務局次長

参事

課長

担当主幹

主幹

総務課の総務担当課長補佐

総務課総務係長

(疑義が生じた場合の措置)

第3条 管理職員等に該当するかどうかについて疑義が生じた場合は、公平委員会が決定する。

附 則

管理職員等の範囲を定める規則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年6月8日公平委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (昭和48年10月5日公平委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年11月21日公平委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年9月20日から適用する。

附 則 (昭和58年6月15日公平委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年5月2日から適用する。

附 則 (昭和61年3月26日公平委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年3月24日から適用する。

附 則 (昭和62年5月8日公平委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和62年4月20日から適用する。

附 則 (昭和63年6月14日公平委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年5月10日から適用する。

附 則 (平成3年5月20日公平委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成3年5月21日から適用する。

附 則 (平成4年6月12日公平委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月18日から適用する。

附 則 (平成5年4月30日公平委規則第1号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月17日公平委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月30日公平委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年6月13日公平委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年9月20日公平委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年4月23日公平委規則第1号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則第2条の規定は、平成27年4月1日から適用する。